

## 新型インフルエンザ対策 ワクチン接種が始まります

テレビや新聞などで報道されていますが、新型インフルエンザのワクチン接種が始まります。新型インフルエンザは感染力が強いのですが、多くの感染者は軽症のまま回復しており、治療薬（タミフル・リレンザ）が有効です。ただし、基礎疾患（糖尿病やぜん息など）を有する方や妊婦の方は、重症化する可能性がありますので注意が必要です。

### 目的

死亡者や重症者の発生をできる限り減らすことと、そのために必要な医療を確保することを目的としています。

### 有効性・安全性

今回の新型インフルエンザワクチンは、季節性インフルエンザワクチンと同様に、重症化や死亡の防止について一定の効果があるとされていますが、感染防止に対しては効果が保証されているものではありません。

また極めてまれではありますが、重篤な副作用を引き起こす可能性があります。

### 優先接種者と接種スケジュール

今回の新型インフルエンザワクチンは当面、提供される量が限定されるため、ワクチン接種の目的に照らし、重症化リスクの高さという観点からより必要性の高い方々に接種の機会が提供されるよう優先接種者（表1参照）と接種のスケジュール（P3、図1参照）が決められています。

### 「基礎疾患を有する者」は

ワクチンの優先対象者となる「基礎疾患を有する者」とは、次の9分類に示す疾患・状態に当てはまり入院中または通院中の方をいいます。各分類の中でも、ワクチンを最優先に接種する方（最優先対象者）の基準を設け、ワクチンの供給量が十分でない場合

は、最優先対象者から順次接種することになっています。

「基礎疾患を有する者」と「最優先対象者」に該当するかについては、基準を参考に医師が判断します。

### ◎基礎疾患の分類

- 慢性呼吸器疾患
- 慢性心疾患
- 慢性腎疾患
- 慢性肝疾患
- 神経疾患・神経筋疾患
- 血液疾患
- 糖尿病
- 疾患や治療に伴う免疫抑制状態
- 小児科領域の慢性疾患

### 接種費用

費用は全国一律であり、2回接種の場合は1回目3600円、2回目2550円（1回目と異なる医療機関で接種する場合は3600円）を接種を受けた方が実費負担することになります。

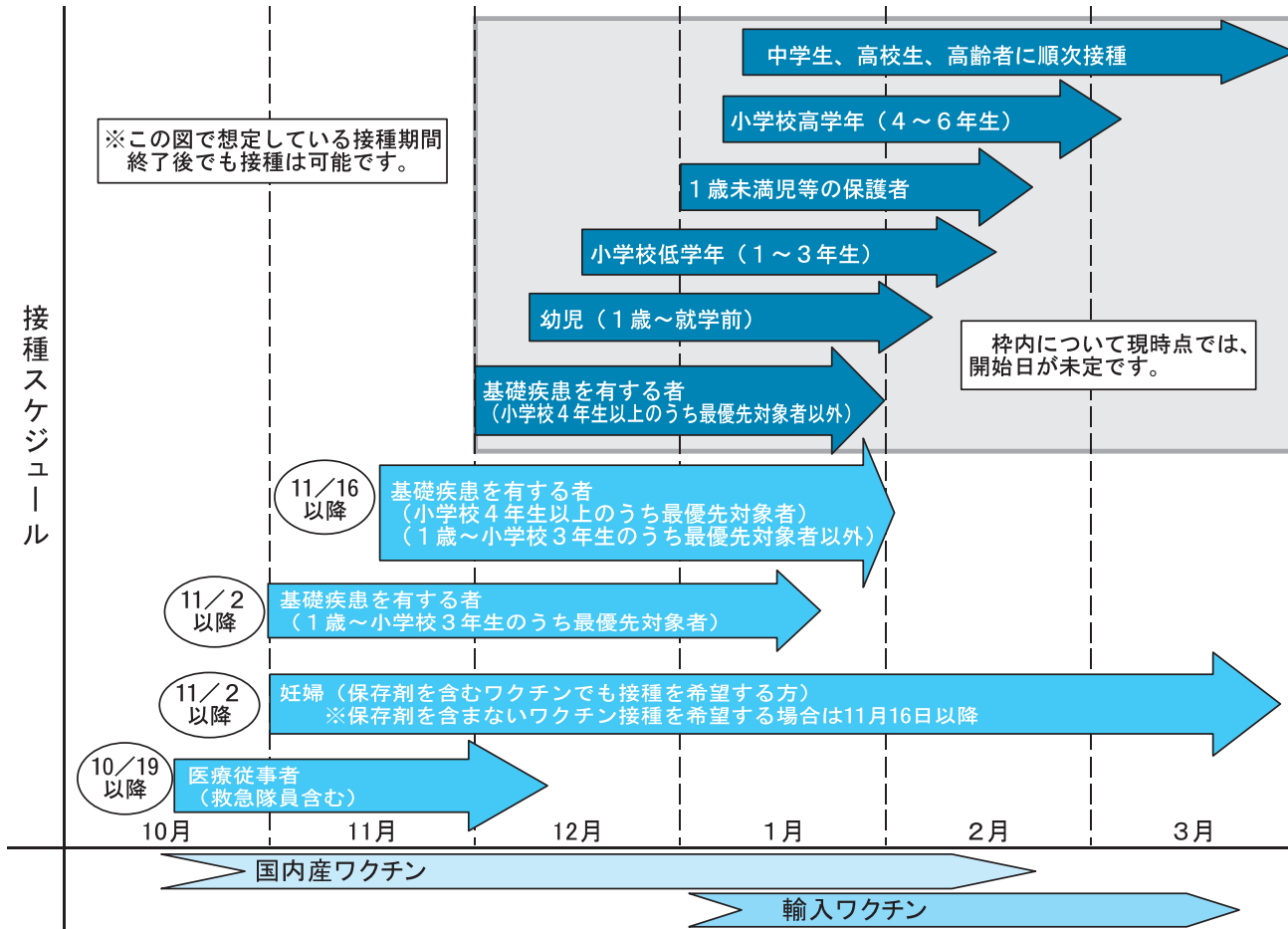
接種スケジュールに該当する方で、生活保護世帯や住民税非課税世帯の方は、接種にかかる費用を公費で負担します。

### 接種医療機関

P4、表2参照

## 【図1】接種スケジュール

11月までのスケジュールについては次の通りです。なお12月以降のスケジュールについては、具体的な接種日程が確定した都度、県から公表されます。  
※スケジュールは変更になる場合がありますので、ご了承ください。



※妊婦の方へ  
妊婦の方の接種開始当初（11月2日以降）に使用されるワクチンは保存剤（チメロサル＝エチル水銀に由来する防腐剤）が含まれており、保存剤を含まないワクチンを接種できるのは11月16日以降となります。ワクチンの接種に当たって

は、主治医等と相談の上で選択してください。  
チメロサルは、海外で過去に発達障害との関連性が指摘されましたが、最近の疫学研究ではその関連はないとされています。

## 接種までの流れ

### スケジュールと接種場所の確認

優先接種の対象者に該当する方で、ワクチンの接種を希望する方は、具体的なスケジュールと接種場所などについて、かかりつけの医療機関等に事前に確認してください。

### 提示書類の用意

実際に接種を受けるときには、ご自分がスケジュールに合った対象者であることをワクチン接種しようとする医療機関の窓口で示していただく必要があります。事前にP2、表1に示す書類のうち、該当するものを用意してください。

### 接種の予約

接種を実施する医療機関に予約を入れてください。詳しくは、各医療機関にお問い合わせください。

### 接種

健康状態や体質等を医師にしっかり伝え、よく相談した上で接種を受けてください。

### 接種後

ワクチン接種後には接種部位がはれるといった反応が出る場合があります。ほとんどは軽い一過性の症状で治まりますが、気になる症状が出たり長引いたりするときは医師に連絡してください。

## 【表1】優先接種者など

優先接種者など	提示書類	備考
基礎疾患を有する者	「優先接種対象者証明書」	
（1歳から小学校3年生）	「優先接種対象者証明書」と「母子健康手帳」または「各種健康保険被保険者証」	
妊婦	「母子健康手帳」	生活保護世帯や住民税非課税世帯の方は、接種にかかる費用を公費で負担します。詳しくは保健センターにお問い合わせください。
1歳から小学校3年生	「母子健康手帳」または「各種健康保険被保険者証」	
1歳未満の小児の保護者	「母子健康手帳」「各種健康保険被保険者証」または「住民票」	
優先接種対象者のうち、身体上の理由で予防接種できない者の保護者等	「優先接種対象者証明書」と「各種健康保険被保険者証」または「住民票」	
小学校4年生から高校生に相当する年齢の者	「各種健康保険被保険者証」「学生証」または「住民票」	
65歳以上の者	「各種健康保険被保険者証」「運転免許証」または「住民票」	

「優先接種対象者証明書」は、かかりつけ医療機関以外で接種を受ける場合に、かかりつけ医療機関の主治医から交付を受けてください（無料）。かかりつけ医療機関内で接種を受ける場合は不要です。